

令和6年6月18日

弊社に対する行政処分の公表

岐阜乗合自動車株式会社

弊社の次の営業所に対し、中部運輸局から下記のとおり行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、管理体制の強化を図り、改善に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1 行政処分を受けた日

令和6年6月18日（火）

2 対象営業所

岐阜乗合自動車株式会社

柿ヶ瀬営業所、岐阜西営業所、岐南営業所、高富営業所

3 違反内容

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していないなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

4 処分の内容

柿ヶ瀬営業所 事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）及び文書警告

岐阜西営業所 事業用自動車の停止10日間（1両×10日間）及び文書警告

岐南営業所 文書警告

高富営業所 文書警告

5 改善措置

関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以上